

| 審議会等の会議録           |   |  |      |    |
|--------------------|---|--|------|----|
| 会議の名称              | 平成23年度 第1回座間市景観審議会  |  |      |    |
| 開催日時               | 平成24年3月29日(木) 13時30分～17時00分   |  |      |    |
| 開催場所               | ハーモニーホール座間 中会議室   |  |      |    |
| 出席者                | 加藤委員(会長) 吉田委員(副会長) 渡辺委員 大塚委員 澤田委員<br>吉川委員 大沢委員 谷田委員 小林委員 天白委員 (欠席) 葛西委員                           |  |      |    |
| 事務局                | 佐藤部長 高山参事 森田課長 井上主幹兼係長 中里主査   |  |      |    |
| 公開の可否              | <input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 |  | 傍聴人数 | なし |
| 非公開・一部公開した理由       | _____   |  |      |    |
| 議題                 | 報告事項：座間市景観計画について 第1号 景観法第16条の届出状況<br>第2号 景観重要公共施設の選定  |  |      |    |
| 資料の名称              | 議題第1号 景観法第16条の届出状況<br>議題第2号 景観重要公共施設の選定   |  |      |    |
| 会議の内容 ※会議次第及び発言要旨等 | 課長  | <p>それでは、定刻となりましたので、ただ今から座間市景観審議会を開催させていただきます。</p> <p>本日は、各委員さんにおかれましては、大変お忙しい中、ご出席をたまりまして有難うございます。</p> <p>今回皆様に委員をお願いいたしまして、初めての審議会となりますので、ただいまから委嘱状の交付をさせていただきます。本来なら任命権者である遠藤市長が委嘱すべきところではありますが、公務所要につき出席することができませんので、代理として、都市部長より交付させていただきます。</p> |      |    |
|                    | 部長  | (委嘱状の交付)   |      |    |
|                    | 課長  | <p>ありがとうございました。なお、委員の任期は委嘱日の本日より2年間となっておりますのでよろしく願いいたします。</p> <p>それでは、ここで各委員の皆様の自己紹介をお願いいたします。</p>   |      |    |
|                    | 課長  | (各委員の自己紹介)   |      |    |
|                    | 課長  | 次に事務局の紹介をさせていただきます。  |      |    |
|                    | 課長  | (事務局の紹介)   |      |    |
|                    | 課長  | どうぞよろしく願いいたします。  |      |    |
|                    | 課長  | 次に、本日の委員さんの出席状況について報告をさせていただきます。本日の出席は、11名中10名で定足数に達しております。従いましてただ今から、座間市景観審議会を進行させていただきます。  |      |    |
|                    | 部長  | はじめに都市部長より挨拶をさせていただきます。  |      |    |
|                    | 部長  | (あいさつ)   |      |    |
|                    | 課長  | <p>ありがとうございました。今回新たに景観審議会委員をお願いしましたので、会長、副会長の選出が必要になります。都市部長の進行により選出をお願いいたします。</p>   |      |    |
|                    | 部長  | 座間市景観条例施行規則第14条の規定により互選により会長1名、副会長1名を選出することになっております。どなたか、立候補または、推薦される方はございませんか。  |      |    |
|                    | 各委員   | 事務局一任  |      |    |
|                    | 部長  | では事務局より提案をお願いします。  |      |    |
|                    | 係長  | 事務局といたしましては、前回まで会長をお願いしておりました、加藤委員に引き続きお願いしたいと考えております。   |      |    |
|                    | 各委員   | (異議無し)   |      |    |
|                    | 部長  | ありがとうございました。皆様のご賛同をいただきましたので、座   |      |    |

|                   |  |
|-------------------|--|
|                   | <p>間市景観審議会の会長を加藤委員にお願いしたいと思います。</p> <p>引き続き、副会長を会長の加藤委員よりご推薦をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。</p>   |
| 各委員<br>会 長        | <p>(異議無し)</p> <p>どなたか立候補される方、または推薦される方はいらっしゃいますでしょうか。</p>  |
| 部 長               | <p>では、多方面でご活躍され、実績もある吉田さんをお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。</p>  |
| 各委員<br>部 長<br>課 長 | <p>ただいま、会長より吉田委員のご推薦をいただきました。皆さんいかがでしょうか。</p> <p>(異議無し)</p> <p>では、副会長を吉田委員にお願いしたいと思います。</p> <p>それでは会長、副会長はそれぞれの席へ移動をお願いいたします。</p> <p>それでは加藤会長ごあいさつをお願いいたします。</p>   |
| 会 長<br>課 長        | <p>(あいさつ)</p> <p>ありがとうございます。つづきまして、吉田副会長さんにご挨拶をお願いいたします。</p>   |
| 副会長<br>課 長        | <p>(あいさつ)</p> <p>ありがとうございます。恐れ入りますが、部長は他に所用がございますので、ここで退席させていただきます。</p>  |
| 議 長               | <p>それでは、これからの進行は座間市景観条例施行規則第14条に基づきまして、議長を加藤会長にお願いいたします。</p> <p>それでは、今日の議題に入りたいと思います。次第にありますように報告事項2件ございます。議題1号 景観法第16条の届出状況、2号 景観重要公共施設の選定について。続けて事務局報告をお願いいたします。</p>   |
| 事務局               | <p>議題1号 景観法第16条の届出状況、資料 鈴鹿長宿特定景観計画地区プロット図にもとづき説明。</p> <p>議題2号 景観重要公共施設の選定について、資料 景観重要公共施設選定について(報告)に基づき説明。</p>   |
| 議 長               | <p>報告事項でございますが、1つは届出の状況につきまして地図状になっているものの説明がありました。番号を打っているもの、パワーポイントで示した物の写真が手元にあるとより話が進みますので次回からお願いしたいと思います。もしデータがあれば後で送っていただければと思います。</p>  |
| 事務局<br>議 長        | <p>位置と写真整合が取れるものを郵送させていただきます。</p> <p>2点目ですが、景観重要公共施設の選定について15箇所、上位計画を確認し、重要度ランクを付け、指定を進めていこうというスタンスのようですが、両方含めて質問ご意見ございましたらお願いいたします。</p>   |
| 委 員               | <p>最初に届出状況についてですが、私たちが知りたいのは届出があったときに、問題点等の課題があったならば教えていただきたいと思います。赤丸の報告以外のところでも、支障があることがあれば教えていただきたいと思います。</p>  |
| 事務局               | <p>市内全域を対象とします、景観計画区域における行為については、届出対象が一定規模となり、併せて、座間市開発事業指導要綱にも該当することから、協議をさせていただき、指導させていただいております。</p> <p>鈴鹿長宿特定景観計画地区につきましては、条例上、景観計画の遵守が努力規定とされ、勧告による対応も併せて、制度化されております。</p>  |
| 議 長               | <p>いずれにしても、景観計画は、建築基準法と違い建物を制限する法律ではありませんので、限界があります。</p> <p>〇〇委員何かありませんか。景観計画のダイジェスト版には例えば鈴鹿長宿特定景観計画地区は、屋根は勾配屋根にしなければいけない等があるのですが、先程でてきた陸屋根、平たい屋根が出てきてしまっている。これは、建築基準法違反ではないので、認めてしまわざるを得ないという状況ですが。このような事にどう対応していけば良いでしょうか。</p> |
| 委 員               | <p>先程話がありましたが、私たちも次の代、その次の代でこの景観を保っていけるかどうか疑問はあります。</p>  |
| 委 員               | <p>今、加藤先生より景観形成基準の話があったのですが、配置というところを見ていただきたいのですが、建物の制限には余り細かいことは触れ</p>  |

|    |  |
|----|--|
|    | <p>ていません。ゆとりある配置をとり、その空間に景観を配慮した植樹をする。ということが書かれています。これは、最近私も研究が必要ではないかと思いますが、鈴鹿長宿はわりと大きい敷地が多いので、生垣等の植樹でよかったのですが、敷地分割された場合、周りの景観を生かしながら、小さい敷地になった時の緑の配置の工夫ができるのではないかと思います。全部生垣ではなくても、所々緑があるような物がより良いとか、最近問題にもなっていますが、生垣の手入れが悪いと歩行者の邪魔になっている。という例もありますので、このような工夫も、鈴鹿長宿らしい緑の配置を研究していく必要があるのではと思います。</p> |
| 委員 | <p>今、障害になるような垣根は無いと思います。今後分割し、売却しなければならないことが起きる可能性は高いので、今、吉田さんが話されたことはもっともだと思います。</p>  |
| 委員 | <p>また、農家住宅が多く、門扉が開かれています。農作業の時、出入りし易くするためです。それが、ここの景観の特徴にもなっていて、門が開いていますので奥の斜面緑地が見える。反対側は大山が見える。という中景と遠景のきれいな景観があるというエリアなので、その辺を生かした工夫が今後は必要ではないかと思っています。うまく緑の配置を行えば、そんなに鈴鹿長宿の景観を壊していないのではと思います。今後心配はあるのですが、相続の時など、ここを持っている方が困ってしまうことも決められませんし、いろいろ検討していかないと指導される方も困ってしまうのではないかと思います。</p>            |
| 議長 | <p>昨年度、吉川さんにお世話になった卒業生が、鈴鹿長宿を歩いて、届出のあったものをチェックしたのですが、分割されて、住宅メーカーが建てた建物は丸裸で緑がまったく無い状態でした。ですからこのことは、きちんとルール化していく必要はあるのかな。と感じました。</p>  |
| 委員 | <p>他に何かありますか。</p>  |
| 委員 | <p>P6「市民意識調査」にと書かれているのですが、これはアンケートをやったのですか。</p>  |
| 議長 | <p>「市民意識調査」とはどういう位置付けのものなのですか。</p>   |
| 議長 | <p>「市民意識調査」は、企画部門で定期的に行っている調査です。</p>   |
| 委員 | <p>では、計画的に行政が市民の気持ちを把握するという意味で行なっている意識調査ということでしょうか。</p>  |
| 議長 | <p>そのとおりです。</p>  |
| 委員 | <p>15箇所選定した公共施設が今回の一番のテーマとなると思うのですが事務局側で、上位計画等を確認し15箇所を選定し、なおかつ重要度を分けたという事ですが、本来このような事を行なうのが審議会なのではないでしょうか。</p>  |
| 議長 | <p>事務局としましては、座間市総合計画の施策として、位置づけられました「景観形成」について、景観重要公共施設の候補を選定させていただきました。今回、事務局で提示させていただいた景観重要公共施設15箇所につきましては、事務局の案として報告させていただいております。重要度A、B、Cにつきましても事務局の判断ですので審議会のご意見をいただき、重要度が変わることもあります。また、他の公共施設も指定していったほうが良いというご意見があれば対応を行なっていきたいと考えております。</p>  |
| 委員 | <p>都市計画課としての事務局提案として理解してよろしいのですね。</p>  |
| 議長 | <p>都市計画課としての案ということですね。</p>   |
| 議長 | <p>はい、あくまでも都市計画課の景観重要公共施設の選定の案として、報告させていただいております。</p>  |
| 議長 | <p>他にありますか。では、景観重要公共施設の指定目標の数値は平成27年度までに11箇所、平成32年度までに13箇所と書かれています。最終的には11+13となるのでしょうか。</p>  |
| 議長 | <p>座間市総合計画まちづくり指標として示しているものとなります。目標値として、平成27年度までに、11箇所、平成32年度までに11を含む13箇所となります。</p>  |
| 委員 | <p>私は、座間の観光協会に所属していますがその視点で、富士山公園とその周辺、そこが防災拠点、病院の誘致の構想等があるのですが、そこは都市計画上重要な地点となりつつある地域で、景観という視点でも計画性が反映されなければいけないと思っています。特に消防署を移転するという所で、あのあたりは段丘との関係もあり、一部国の所有という関</p>  |

|     |   |
|-----|---|
|     | 係もあって非常に難しいことになっていると思いますが、このテーマに当たらないのか。という質問です。  |
| 課長  | キャンプ座間チャペルヒル一部返還の土地利用計画を庁内で検討しています。今後新たに景観重要公共施設として位置づけできるものは、15箇所にこだわらず増やしていきたいと思います。  |
| 委員  | 今おっしゃった病院、消防署というのは未定のものでありますからそのとおりだと思いますが、それであるなら体育館の裏の大坂台公園は現に有る物ですから、そこを含めて、たとえば、Bとして検討していくというスタンスでもよいのかなと思います。  |
| 課長  | 大坂台公園は現在、近隣公園、都市計画公園として位置づけられていますが、今回の返還に合わせて候補に入れる方向で検討していきたいと考えております。   |
| 委員  | 今回は景観計画及び、上位計画の景観に係るところを検討されて、良い方向で選ばれていると思いますが、都市型的な書き方になっている事が多く、座間市は地方の景観という視点もあると思います。それは農地という事になりますが、それには相模川であるとか、斜面緑地はほとんど無くなっていますが目久尻川の起伏を入れるということになります。今、相模川の遊休農地にひまわりを植えたりしていますが、もともとの田畑を生かしたような事も考えられないかなと思います。少しその辺の事を記述的に入れていただければ良いのかと思いました。 |
| 課長  | 都市的土地利用の表現が強くなっていますが、自然的土地利用も有りますので、そのようなことも考えていきたいと思います。   |
| 議長  | この後現地視察があります。   |
| 視察  | (相模が丘なかよし小道、座架依橋からの景観視察)<br>(加藤会長、吉川委員、大沢委員、小林委員途中退席)   |
| 副会長 | 閉会のあいさつ   |